

方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

現状と課題

介護保険は、被保険者が負担する保険料と公費によって支えられた社会保険制度です。加齢に伴い介護や支援が必要になった人が尊厳を保持しつつ、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。

介護保険で利用できるサービスは、指定を受けた施設・事業所の介護従事者により提供されます。専門性を身につけた介護従事者による、身の回りの世話を超えた支援により、利用者やその家族が安心して日常生活を送ることを目指します。

介護保険は高齢者と家族を支える重要な制度であり、これを維持することは極めて重要です。しかし横須賀市では、第1号被保険者である65歳以上の高齢者の人口や第2号被保険者である40歳から64歳の人口は減りつつある一方で、要支援・要介護認定者は増え続けており、比例して給付費も増え続けています。また、働き手となる生産年齢人口は減り続けるため、介護人材の不足も懸念されます。令和4年度に実施した介護人材実態調査によると、68.9%の事業所が介護職員の不足を感じており、38.4%の事業所が、利用希望者がいても待機やお断りをせざるを得ない状況にあると回答しています。

このような状況の中、将来にわたり介護保険制度を持続的に運営するためには、サービス提供事業所の整備のほか、要介護認定や介護給付を適正に行うこと、介護サービスを提供する人材の確保・定着支援、業務の効率化といった取組が必要です。そのうえで、サービスの利用見込み量を推計し、適切な保険料設定を行います。

介護保険制度の持続可能で安定的な運営を図ることで、必要なときに必要なサービスを過不足なく利用できる状態を保ち、高齢者やその家族が安心して生活できる環境づくりにつなげます。

方針目標

- ◆ 在宅生活の支援や在宅生活が困難な人を受け入れるために必要な施設・事業所を整備し、利用者にサービスを過不足なく提供できるよう努めます。
- ◆ 迅速かつ適正な認定調査と、適切な介護給付が行われるようにします。
- ◆ 安定的な事業所の運営・サービス提供のために、介護職の魅力発信・処遇改善への働きかけを行い、人材確保・育成・定着を支援していきます。
- ◆ 事業者の負担軽減・業務の効率化を図り、介護従事者が利用者へのケアの質を確保できるよう取り組んでいきます。

成果指標

項 目	現状 (令和4年度)	中間目標 (令和7年度)	成果目標 (令和10年度)
介護保険サービスを利用し、日常生活が安心して送れるようになったことと回答した割合※ ¹	26.0%	31.0%	36.0%
介護職員の過去1年間の離職率※ ²	12.8%	11.0%	10.0%
事業所における従業員の過不足状況について、介護職員が不足していると回答した割合※ ²	68.9%	67.0%	65.0%

※¹ 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

※² 介護事業所アンケート調査(介護人材実態調査)による

11 介護保険の状況

◇事業所の整備状況・サービスの利用状況を適切に管理し、公表します

(1) 介護保険で利用できるサービス

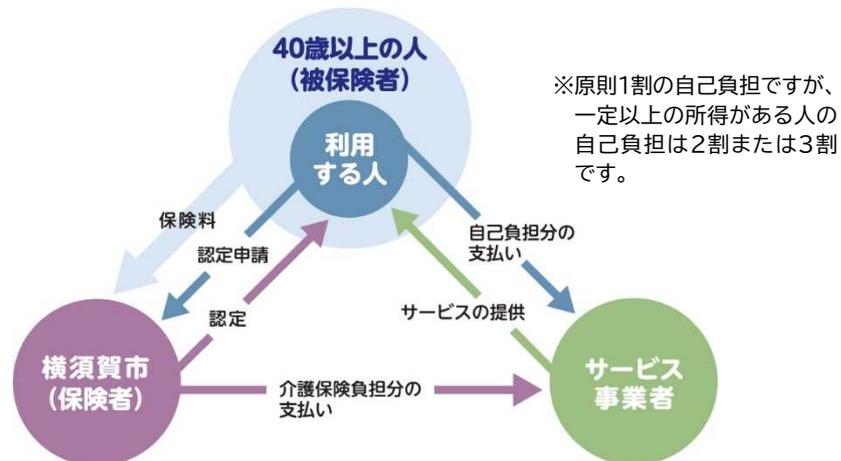
① サービスの分類

介護保険のサービスには、要介護の人が利用できる介護サービス(介護給付)と、要支援の人が利用できる介護予防サービス(予防給付)があります。

各サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」、事業所のある市区町村にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。(施設サービスは介護給付のみ)

また、自宅等で利用するサービスを「在宅サービス」、移り住んで利用するサービスを「居住系サービス」や「施設サービス」と分類することもあります。

【介護保険制度の仕組み】



【介護保険サービスの種類】

居宅・地域密着型サービス	
在宅サービス(自宅等で利用する) ◎ 訪問サービス(自宅等に来てもらう) 訪問介護(ホームヘルプ)、訪問看護、訪問リハビリテーションなど ◎ 通所サービス(施設に通う) 通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーションなど	施設サービス(移り住んで利用する) ◎ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ◎ 介護老人保健施設 ◎ 介護医療院 上記の施設に入所する
◎ 住宅改修・福祉用具(環境を整える) 福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修 ◎ 短期入所(短期間施設に入所する) 短期入所生活介護、短期入所療養介護(どちらもショートステイと呼ばれる) ◎ 複合型サービス(通いを中心に訪問、短期入所を組み合わせる) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	居住系サービス(移り住んで利用する) ◎ 認知症対応型共同生活介護 ◎ 特定施設入居者生活介護 上記の住まいに入居する

② サービスの種類

介護保険で利用できる居住系サービス・施設サービスには次のようなものがあります。なお、在宅サービスについては、P●に記載しています。

区分1	区分2	サービス	サービスの内容	備考
介護予防サービス 居宅介護サービス ／ 地域密着型介護サービス	居住系サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となり、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練を受けられる	◎
		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の利用者が家庭的な環境で共同生活し、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を受けられる	※
地域密着型介護サービス ／ 介護予防サービス	施設サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入所している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる	
施設サービス	施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が対象で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、健康管理を受けられる	
		介護老人保健施設	状態が安定し在宅復帰をめざしている人が対象で、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる	
		介護医療院	長期にわたって療養が必要な人が対象で、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる	

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

※ 要支援1の人は対象外

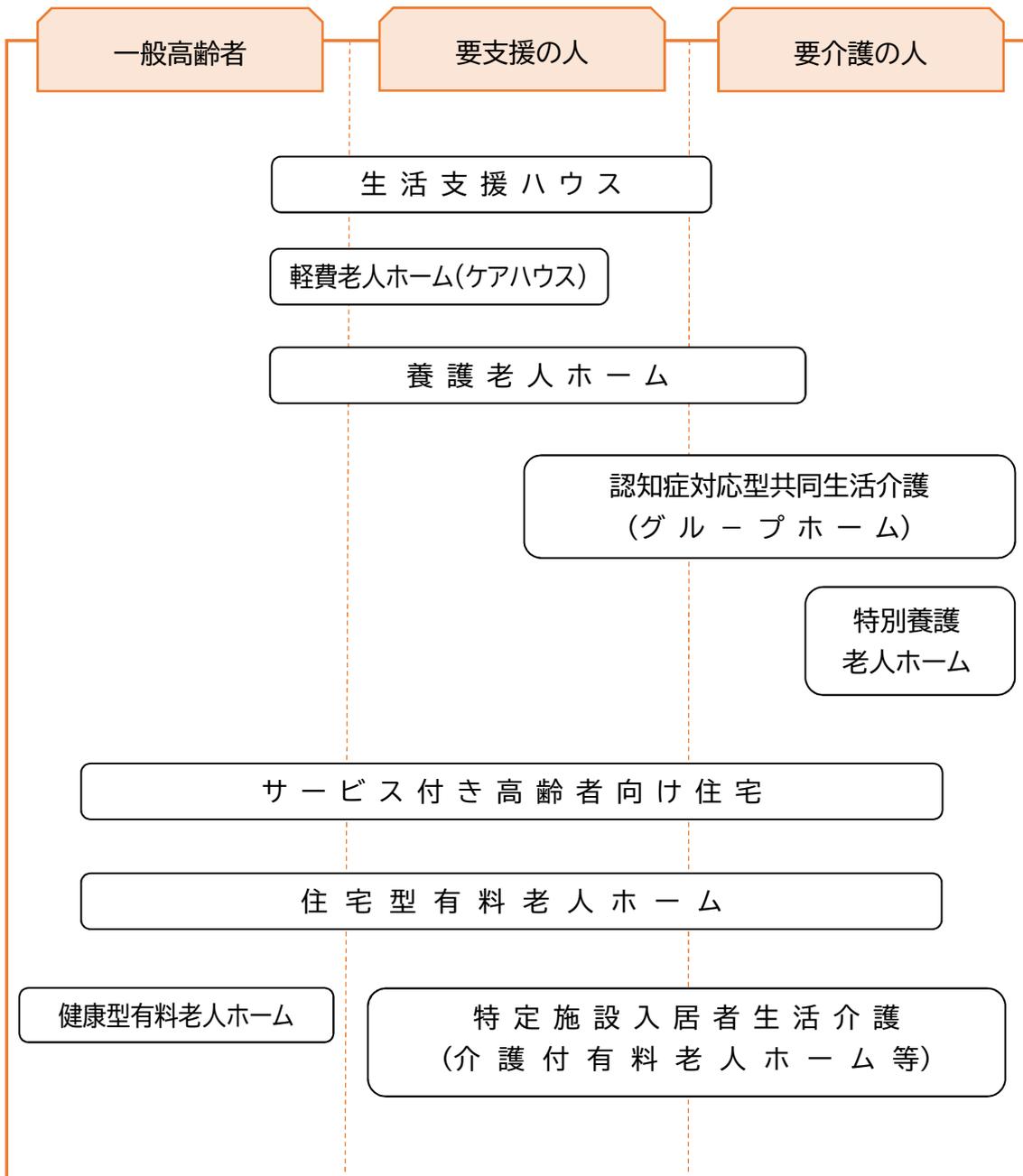
(参考)介護保険以外の高齢者向け施設(高齢者のための多様な住まい)

身体状況、家族構成、経済状況、住環境などが一人ひとり異なる状況において、高齢者本人が希望に合った住まいを選択できるよう、介護保険のサービス以外にも、さまざまな高齢者向けの住まい(施設)があります。

これらの施設は介護保険では自宅と同様の扱いになるため、介護サービスを利用する場合は在宅サービスが利用できます。

種類	概要
生活支援ハウス	独立しての生活に不安がある人に生活相談や緊急時の対応、地域交流などが実施される施設
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自炊ができない程度の身体機能の低下により自立した生活に不安がある人を対象とした施設
養護老人ホーム	経済的、環境的に在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設(入所判定は市が行う)
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設以外)	安否確認と生活相談が必須サービスの、比較的自立した高齢者が賃貸契約を結び入居する施設
住宅型有料老人ホーム	洗濯、掃除等の家事や日常生活上の支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により介護保険サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能な施設
健康型有料老人ホーム	食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合には、契約を解除して退去する施設

【身体状況に応じた施設の区分イメージ図】



※ 身体状況の視点でどの住宅や施設が条件に合うかを区別できるように示しました。
(必ずしもこの図のとおり当てはまらない場合もあります。)

(2) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備状況

① 在宅サービス事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
第8期計画期間中に2事業所を整備しました。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
第8期計画期間中に1事業所を整備しました。
- 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所
第8期計画期間中に3事業所を整備しました。

【第8期計画中の在宅サービス事業所の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
小規模多機能型 居宅介護事業所、 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	整備計画 (事業所)	17	13	16	16	16
	整備実績 (事業所)	13	0	1	1	15
	計画比 (%)	76.5	—	—	—	93.8
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備計画 (事業所)	5	1	2	2	2
	整備実績 (事業所)	1	0	1	0	2
	計画比 (%)	20.0	—	—	—	100.0
認知症対応型通所介 護事業所、 地域密着型通所介護 事業所	整備計画 (事業所)	93	0	0	0	93
	整備実績 (事業所)	93	-2	3	-1	93
	計画比 (%)	—	—	—	—	—

※数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込数です。

※整備実績のマイナス値は廃止した事業所数を表しています。

② 施設・居住系サービス事業所

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

第8期計画期間中に既存7施設にて10床を増床しました。

○ 介護老人保健施設

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

○ 介護医療院

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

【第8期計画中の介護保険施設の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備計画 (床)	2,200	2,200	2,210	2,210	2,210
	整備実績 (床)	2,200	0	8	2	2,210
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0
	施設数	20	0	0	0	20
介護老人保健施設	整備計画 (床)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	整備実績 (床)	1,040	0	0	0	1,040
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0
	施設数	10	0	0	0	10
介護医療院	整備計画 (床)	0	0	0	0	0
	整備実績 (床)	0	0	0	0	0
	計画比 (%)	0.0	—	—	—	0.0
	施設数	0	0	0	0	0

※数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込数です。

※介護保険施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※単位の床は、1床=1定員です。

○ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

【第8期計画中の特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末	
特定施設（特定施設入 居者生活介護の指定を 受けた事業所）	整備計画 （床）	1,720	1,705	1,705	1,705	1,705	
	整備実績 （床）	1,705	0	0	0	1,705	
	計画比 （％）	99.1	—	—	—	100.0	
	事業所数	23	0	0	0	23	
内 訳	介護付 有料老人ホーム・ サービス付き 高齢者向け住宅	整備計画 （床）	1,598	1,583	1,583	1,583	1,583
	整備実績 （床）	1,583	0	0	0	1,583	
	計画比 （％）	99.1	—	—	—	100.0	
	事業所数	21	0	0	0	21	
養護老人ホーム	整備計画 （床）	122	122	122	122	122	
	整備実績 （床）	122	0	0	0	122	
	計画比 （％）	100.0	—	—	—	100.0	
	事業所数	2	0	0	0	2	

※特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込数です。

※単位の床は、1床＝1定員です。

- 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)
第8期計画中に2事業所36床を整備しました。

【第8期計画中の認知症対応型共同生活介護事業所の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
認知症対応型 共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	整備計画 (床)	762	693	765	765	765
	整備実績 (床)	693	0	0	36	729
	計画比 (%)	90.9	—	—	—	95.3
	事業所数	47	0	0	2	49

※数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込数です。

※グループホームは、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※単位の床は、1床=1定員です。

③ 介護保険以外の高齢者向け施設

- ケアハウス

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:3施設 170床)

- 生活支援ハウス

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:1施設 15床)

- 住宅型有料老人ホーム

第8期計画期間中に1施設10床が廃止、1施設17床が整備され、既存2施設が25床増床しました。(第8期計画末:24施設定員834人)

- 健康型有料老人ホーム

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:1施設定員86人)

- サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所)

第8期計画期間中に1施設整備されました。(第8期計画末:6施設定員220人)

(3) 介護保険サービスの利用状況(利用者数)

① 施設サービス

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	2,139 99.9	2,144 100.2	2,156 100.6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	0 —	0 —	0 —
介護老人保健施設	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	1,078 97.1	1,057 98.1	1,018 96.3
介護医療院	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	5 160.0	6 132.1	7 112.2
介護療養型医療施設	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	15 72.8	10 63.2	6 62.4

② 居住系サービス

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居住系サービス				
特定施設入居者生活介護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	1,565 109.6	1,551 99.2	1,559 100.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	0 —	0 —	0 —
認知症対応型共同生活介護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	639 97.9	641 100.3	653 101.9

③ 在宅サービス

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅サービス				
訪問介護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	4,099 100.8	4,254 103.8	4,195 98.6
訪問入浴介護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	428 97.5	425 99.3	428 100.7
訪問看護	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	1,799 103.4	1,863 103.6	1,973 105.9
訪問リハビリテーション	人(1月あたり平均) 前年度比(%)	280 103.6	273 97.5	261 95.8

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅サービス				
居宅療養管理指導	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	4,587 107.1	4,821 105.1	4,963 103.0
通所介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	3,889 93.2	3,848 98.9	3,780 98.2
地域密着型通所介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	2,007 95.9	2,100 104.6	2,201 104.8
通所リハビリテーション	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	847 87.2	771 91.0	777 100.8
短期入所生活介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	1,084 85.8	1,025 94.5	1,007 98.2
短期入所療養介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	56 90.1	55 98.5	54 99.5
福祉用具貸与	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	7,566 104.6	7,871 104.0	8,095 102.8
特定福祉用具販売	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	277 203.3	143 51.6	148 103.7
住宅改修	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	230 181.0	117 50.7	120 102.9
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	36 151.7	34 92.9	34 100.5
夜間対応型訪問介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	0 —	0 —	0 —
認知症対応型通所介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	327 94.5	322 98.6	342 106.0
小規模多機能型居宅介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	169 107.1	178 105.4	170 95.7
看護小規模多機能型居宅 介護	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	49 106.6	53 108.7	63 118.6
介護予防支援・居宅介護支 援	人（1月あたり平均） 前年度比（%）	11,320 101.3	11,605 102.5	11,794 101.6

※前年度比は年間の利用者数で算出しているため、表中の1か月平均の値とは一致しない場合があります。

(4) 介護保険サービスの利用状況(サービス量)

① 居宅サービス
【介護サービス】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅サービス				
訪問介護	回	664,898	695,381	695,865
	前年度比(%)	104.3	104.6	100.1
訪問入浴介護	回	26,504	25,730	24,482
	前年度比(%)	95.5	97.1	95.1
訪問看護	回	118,800	127,188	136,636
	前年度比(%)	101.7	107.1	107.4
訪問リハビリテーション	回	17,186	16,977	15,787
	前年度比(%)	98.0	98.8	93.0
居宅療養管理指導	件	95,183	102,588	105,451
	前年度比(%)	108.7	107.8	102.8
通所介護	回	401,973	410,906	390,391
	前年度比(%)	93.7	102.2	95.0
通所リハビリテーション	回	68,059	63,516	62,477
	前年度比(%)	89.3	93.3	98.4
短期入所生活介護	日	124,995	119,460	114,083
	前年度比(%)	94.6	95.6	95.5
短期入所療養介護	日	5,960	5,985	5,791
	前年度比(%)	95.3	100.4	96.8
特定施設入居者生活介護	件	17,237	17,400	17,419
	前年度比(%)	108.7	100.9	100.1
福祉用具貸与	件	83,726	87,378	88,514
	前年度比(%)	103.5	104.4	101.3
福祉用具購入	件	1,428	1,435	1,440
	前年度比(%)	103.6	100.5	100.3
住宅改修	件	1,015	978	978
	前年度比(%)	93.1	96.4	100.0
居宅介護支援	件	127,700	131,303	132,178
	前年度比(%)	100.6	102.8	100.7

【介護予防サービス】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	回	0	1	1
	前年度比(%)	-	-	100.0
介護予防訪問看護	回	1,374	1,614	2,167
	前年度比(%)	153.5	117.5	134.3
介護予防 訪問リハビリテーション	回	582	559	606
	前年度比(%)	87.7	96.0	108.4
介護予防居宅 療養管理指導	件	4,388	4,690	4,658
	前年度比(%)	105.7	106.9	99.3
介護予防 通所リハビリテーション	件	1,049	984	1,037
	前年度比(%)	67.9	93.8	105.4
介護予防短期入所 生活介護	日	463	236	253
	前年度比(%)	91.5	51.0	107.2
介護予防短期入所 療養介護	日	0	0	5
	前年度比(%)	-	-	-
介護予防特定施設 入居者生活介護	件	1,873	1,872	1,800
	前年度比(%)	103.9	99.9	96.2
介護予防 福祉用具貸与	件	10,013	10,914	12,197
	前年度比(%)	109.3	109.0	111.8
介護予防 福祉用具購入	件	232	248	312
	前年度比(%)	91.0	106.9	125.8
介護予防住宅改修	件	365	422	462
	前年度比(%)	84.1	115.6	109.5
介護予防支援	件	11,076	11,863	13,351
	前年度比(%)	105.0	107.1	112.5

② 地域密着型サービス

【介護サービス】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護	件	456	409	424
	前年度比(%)	146.6	89.7	103.7
夜間対応型訪問介護	件	0	0	0
	前年度比(%)	-	-	-
地域密着型通所介護	回	191,964	203,178	207,965
	前年度比(%)	99.3	105.8	102.4
認知症対応型通所介護	回	40,297	39,044	40,106
	前年度比(%)	94.7	96.9	102.7
小規模多機能型 居宅介護	件	1,870	1,930	1,905
	前年度比(%)	106.3	103.2	98.7
認知症対応型 共同生活介護	件	7,787	7,944	7,956
	前年度比(%)	98.4	102.0	100.2
複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	件	593	653	783
	前年度比(%)	107.0	110.1	119.9

【介護予防サービス】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型 通所介護	回	0	4	4
	前年度比(%)	-	-	100.0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	件	290	260	214
	前年度比(%)	126.1	89.7	82.3
介護予防認知症対応型 共同生活介護	件	8	11	2
	前年度比(%)	400.0	137.5	18.2

③ 施設サービス

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	件	25,833	26,201	26,092
	前年度比(%)	99.0	101.4	99.6
介護老人保健施設	件	13,227	13,061	12,548
	前年度比(%)	96.6	98.7	96.1
介護療養型医療施設	件	187	117	74
	前年度比(%)	73.0	62.6	63.2
介護医療院	件	58	75	84
	前年度比(%)	165.7	129.3	112.0

④ 介護予防・日常生活支援サービス

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	回	14,469	13,384	13,172
	前年度比(%)	103.4	92.5	98.4
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	回	106,437	113,190	123,952
	前年度比(%)	89.7	106.3	109.5
訪問型短期集中 予防サービス	件	0	0	0
	前年度比(%)	—	—	—
介護予防ケアマネジメント	件	18,932	18,922	20,212
	前年度比(%)	93.9	99.9	106.8

⑤ 特別給付

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設入浴サービス	回	345	382	218
	前年度比(%)	67.0	110.7	57.1
搬送サービス	回	4,423	4,926	4,500
	前年度比(%)	83.8	111.4	91.4

12 介護給付適正化の推進

- ◇介護サービスを必要とする人を適切に調査し、認定します。
- ◇必要なサービスを適切に提供するため、介護給付の適正化に取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

① 要介護認定・認定調査について

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受けることが必要です。

判定においては、申請者の心身の状態を把握する認定調査の結果と、かかりつけ医が作成する主治医意見書の内容をコンピューターで一次判定し、その結果にもとづき、介護認定審査会の審査で二次判定を行い、要介護度が決定されます。そのため、審査結果を送付するまでには、一定の日数(概ね30日)を要します(【要介護・要支援の認定の申請のながれ】参照)。

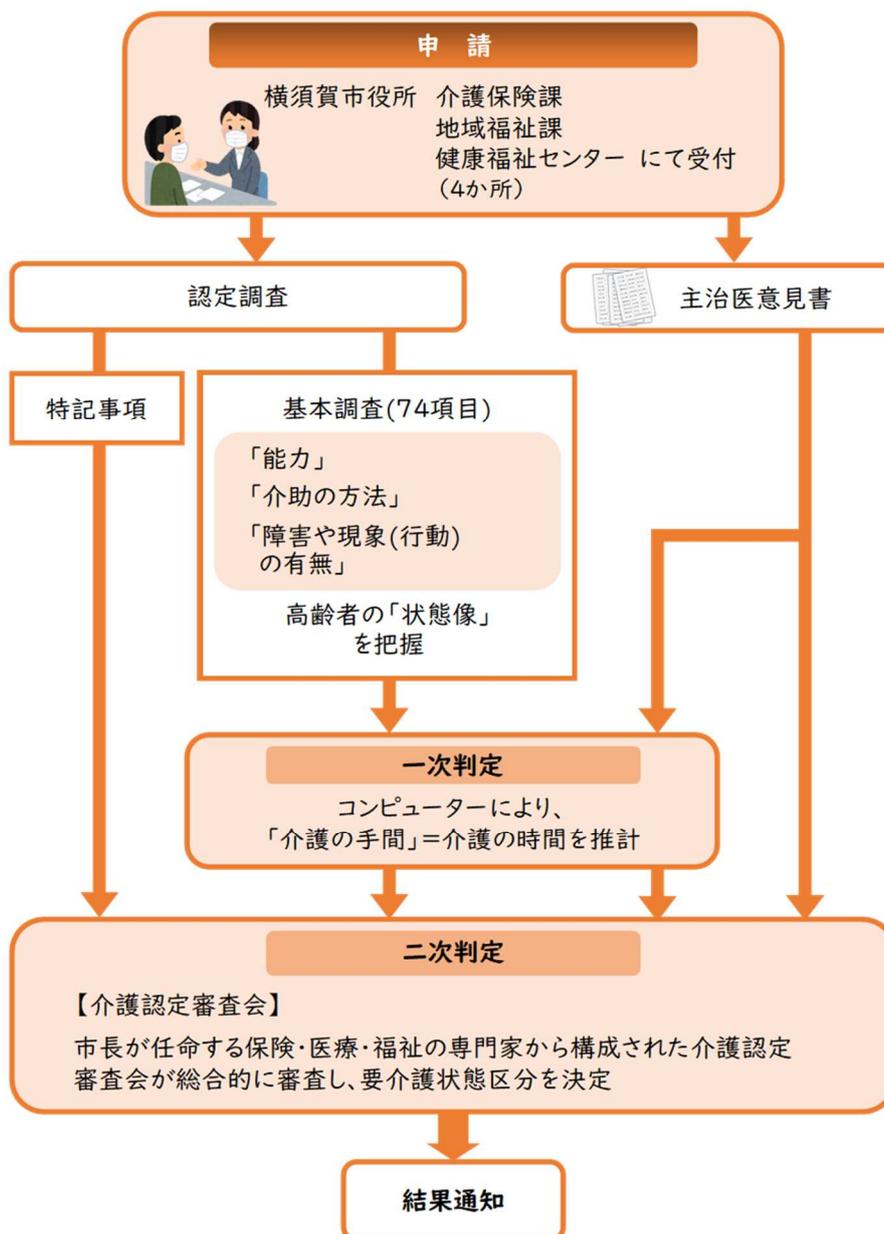
認定調査は、調査員が介護保険サービスを利用する人の自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから74の基本項目の聞き取りを行います。基本項目は、評価の方法によって「能力」「介助の方法」「有無」の3つに分類され、これを「評価軸」と呼んでいます。

これらの評価軸に沿って、どのくらいの介護の「手間」＝介護の時間が必要となるかを定量的な指標で示したものが要介護認定です。つまり、要介護度は、「心身の重篤さ」や「能力」のような状態像ではなく、介護にかかる時間の総量により判定されます。心身の状態や生活環境など様々な要因が影響し関連しあっているため、介護の手間の量は、疾患の重篤さや身体機能等の低下の程度に比例するとは限らず、同じような状態に見えても、必ずしも同じ介護度が出るとは限りません。

令和4年度においては、新規・区分変更・更新の総計で21,981件の申請があり、それらに対し認定調査を行いました。主に新規申請及び区分変更の申請については、市直営が担当する他指定市町村事務受託法人に委託しており、更新申請については主に指定居宅介護支援事業所等に調査を委託しています。約4割が直営、約6割が委託による調査となっています。

また、同年度においては、介護認定審査会を413回開催し、審査・判定を行いました。

【要介護・要支援の認定の申請のながれ】



② 認定調査の適正化

直営及び委託事業者の調査力の向上と平準化は継続的な課題です。

利用者が介護を必要とする度合いに応じて適切なサービスを受けられるよう、高齢者の個々の実情を踏まえて迅速・正確な調査を行うために、また、緊急事例や支援困難事例への対応が可能となるように直営の調査体制を維持しつつ、委託事業者の人材育成を行います。

介護認定調査員研修の実施、県で実施する研修会の周知、e-ラーニングを活用した研修案内を通して、迅速・正確な調査に向けて調査員の能力・資質の向上を図ります。

また、調査項目の判断基準のばらつきを少なくし、高齢者の状態が正しく判定結果に反映されるように、認定調査員通信の発行及び業務分析データの活用を行い

ます。

審査会における審査の過程で疑義が出ないように、認定調査票の概況欄や特記事項に高齢者の状況がきちんと反映されているかを直営調査員が全件確認します。必要に応じて補記・助言を行い、的確・簡潔な調査票を作成することで、スムーズな審査につながるよう努めます。

速やかな結果通知につなげるために、委託事業者と連携し、特段の事情がない限り、迅速な調査の実施を目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
直営調査員による認定調査票の調査	19,400件 (100%)	23,280件 (100%)	23,280件 (100%)
介護認定調査員研修の実施	3回	3回	3回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市主催の介護認定調査員研修の参加者	90人	90人	90人
介護認定調査員研修後のアンケート回答のうち、内容について理解した・または満足したと回答した割合	90.0%	90.0%	90.0%

③ 要介護認定の審査・判定の適正化

【要介護・要支援の認定の申請のながれ】のとおり、認定調査結果と主治医意見書が揃うと、介護認定審査会において審査判定を行うこととなります。審査会は複数の合議体で構成しているため、各合議体の審査・判定結果に差が出ないように、審査方法及び判定基準の均一化に努めていく必要があります。審査会の新任委員への研修は必ず実施するとともに、継続して就任いただいている委員に対して、各合議体での審査判定の分析情報の提供その他の必要な情報を適切に、かつ、継続的に提供することで、審査判定結果に差が出ないように、合議体の平準化を図ります。

また、令和元年度から実施している、更新申請の有効期間の延長及び審査判定の簡素化について、適切に取り組みつつ、国等の動向を注視しながら、更なる事務の適正化・効率化に向けて常に検討を進めていきます。

(2) 介護給付の適正化

① ケアマネジャーの支援

要支援・要介護状態の高齢者が自宅での生活を続けていくには、ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントが重要になります。必要なサービスを過不足なく利用できるよう、ケアマネジメントの質の向上を支援することで、適正な介護給付を行います。

本市では、横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会の協力を得て、平成14年度からケアマネジャー支援を行っています。これまでケアプランの質の向上に一定の効果がみられており、引き続き支援を行ってまいります。

届出のあったケアプラン検討会議で検討したケアプランを含め、10事業所に対し、ケアプラン点検を行います。自己点検シートを用いて、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかどうかについて気づきを促し、次回のケアプラン作成に生かせるよう助言を行います。

ケアプラン点検で把握した課題を踏まえ、横須賀市の全居宅介護支援事業を対象に集団検討会を開催し、ケアプランの質の向上につなげます。

ケアマネジャーは、介護保険サービスのほか家族による介護や、地域などで行われている介護保険制度以外のサービスや支援も考慮してケアマネジメントをする必要があります。そこで、新任のケアマネジャーを対象に、介護保険制度の基礎知識や横須賀市独自の高齢者福祉施策について研修を行います。

ケアプランを作成するには、利用者との面談やアセスメントなど技術や経験を要するプロセスがあります。これらのことについて、ケアマネジャーの個々の技術を向上させ、質の高いケアマネジメントができるようスキルアップ研修を行います。

居宅介護支援事業所の管理者として必要な知識などについて研修(管理者研修)を行い、ケアマネジャーの支援を行います。

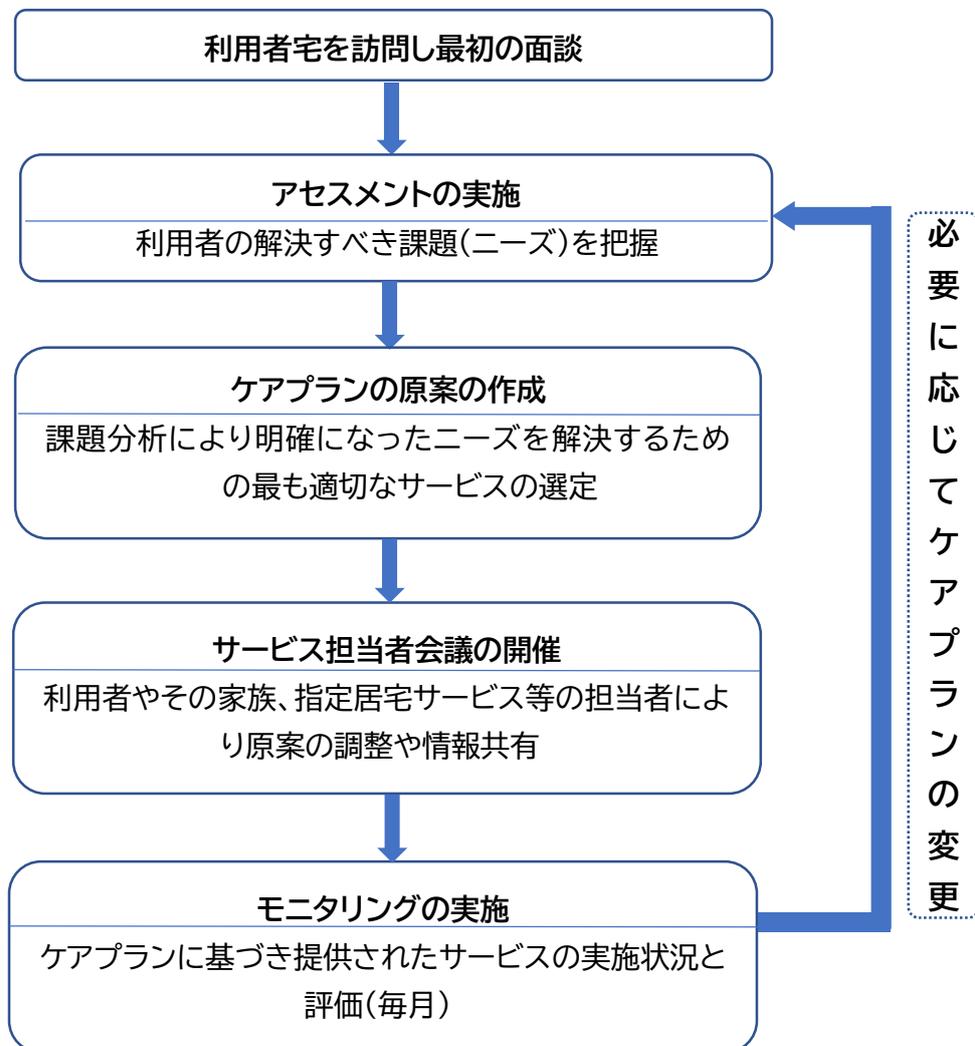
取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン点検の実施	10事業所	10事業所	10事業所
ケアプラン集団検討会の実施	1回	1回	1回
新任ケアマネジャー研修の実施	1回	1回	1回
スキルアップ研修の実施	1回	1回	1回
管理者研修の実施	1回	1回	1回

取組結果見込み

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン集団検討会参加者	100事業所	100事業所	100事業所
新任ケアマネジャー研修の参加者	30人	30人	30人
スキルアップ研修の参加者	50人	50人	50人
管理者研修の参加者	50人	50人	50人
研修後のアンケート回答のうち、内容について理解した・または満足したと回答した割合	70.0%	70.0%	70.0%

【ケアプラン作成のプロセス】



② 住宅改修の適正化

介護保険で住宅改修費の支給を受けるには、工事の事前と事後に申請をする必要があります。事前申請のときの提出書類には、ケアマネジャーが作成する「住宅改修が必要な理由書」や工事個所の図面や写真等があります。利用者の身体状況とこれらの書類の整合性等を審査し、書面で確認のできないものについては、ケアマネジャーにヒアリングを行ったり、必要があれば利用者の自宅を訪問したりするなど、工事の状況を確認します。

あわせて、住宅改修の受領委任登録事業者とケアマネジャーを対象に、バリアフリーリフォーム相談員や理学療法士等を講師とした研修を行います。

取組見込み

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修研修会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修研修会の参加者	300人	50人	50人

③ 福祉用具貸与の適正化

軽度者に対する過剰な福祉用具の貸与は、利用者の身体能力の低下を招く恐れがあります。福祉用具の貸与にあたり、医師の意見や担当者会議の記録をもとに確認することで適切な貸与を促します。

取組結果見込み

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具軽度者レンタル確認件数	20件	20件	20件

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付の審査支払のほか、縦覧点検・医療情報との突合を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託しており、事業所による介護保険の不正請求のチェックを行っています。

また、適正化システムから出力される帳票を利用して、入退所を繰り返す利用者の請求が適正に行われているか、介護度に応じた福祉用具貸与の請求が行われているかなどについて市が独自の点検を行い、点検の結果、不正請求について事業所に指摘し、是正を促しています。このような指摘を継続することで、事業所が自ら適切な請求を心掛けることにつながることで期待できるため、継続して点検を行い給付の適正化に努めます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
独自の点検帳票数	4帳票	4帳票	4帳票

⑤ 介護給付費通知の送付

在宅サービスの利用者に対し、利用したサービス内容とその負担額等をお知らせすることで、請求誤りや不適切なサービス提供の発見や抑止を促します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給付費通知送付件数	15,000通	16,000通	17,000通

⑥ 給付適正化のためのパンフレットの作成

訪問介護サービス(ホームヘルプ)の適切な使い方や、効果的な住宅改修についてなど、介護サービスの適正な利用に関するパンフレットを作成します。

サービスの利用者に直接手に取ってもらうほか、ケアマネジャーやサービス事業者が利用者に制度を説明するにあたって使いやすいパンフレットとすることで、従事者による利用者への制度説明の支援をしています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給付適正化パンフレットの作成	2,000部	2,000部	2,000部

13 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化

- ◇介護の仕事の魅力を発信して理解を広げ、介護人材の確保に布石を打ちます
- ◇介護従事者の確保・定着及び外国人介護従事者の受け入れを支援します
- ◇各種届出等を見直すことで介護サービス事業者の負担軽減を図ります

(1) 介護人材の確保支援

① 介護の仕事の魅力発信(介護職員出前講座の実施)

平成28年度から、介護従事者が中学校等に出向き、介護職の魅力ややりがいなどの講話や、福祉機器体験を出前講座の形式で行う介護職員出前講座を実施しています。平成30年度からは、キャリア教育と連携して、キャリア教育か介護職員出前講座を選択して、より多くの学校に活用してもらえるようにしています。

介護従事者の不足に対する方策の一つとして、介護を支える人材の裾野を広げていくことが必要です。本市では中学生等の若年層を対象とし、介護職のやりがいや魅力を伝え、将来の介護の担い手を増やすことを目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護職員出前講座	10校	10校	10校

② 処遇改善への働きかけ

介護従事者を確保するためには、賃金水準の向上などさらなる処遇改善を図り、介護職のイメージを向上させ、社会的評価を高めていくことが必要です。

本市では、介護従事者の処遇改善について引き続き国に働きかけを行います。

(コラム)多様な機会における介護人材確保支援

介護福祉施設・事業所・地域団体等と協力して、介護人材の確保が期待できる取組を積極的に支援します。

- 市内で行われる就職説明会(合同企業説明会)等の周知・後援
- 求人情報発信サイト「ごきんじょぶよこすか」の運営
- 外国人材の受け入れ支援
 - 外国人材活用セミナーの開催
 - ネパール人材導入支援補助金の交付
 - 市内企業等の外国人材向け日本語研修

(コラム)介護職の資格取得の支援

ひとり親家庭の親(原則、20歳に満たない子を扶養している方)で、児童扶養手当受給者または受給者と同等の所得水準の方を対象に次の就労支援を行っています。

□ 自立支援教育訓練給付金の支給

介護職員初任者研修など就職に役立つ資格の講座を受講する方に、受講費用の一部を支給します。制度の利用にあたっては、対象の講座を申し込む前に、事前相談が必要となります。

□ 高等職業訓練促進給付金の支給

介護福祉士などの資格を取得するために、1年以上養成機関等で修業する場合、生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。制度の利用にあたっては、対象の養成機関等の入学前に、事前相談が必要となります。

(2) 介護人材の定着・育成支援

① 介護保険事業所を対象とした研修の実施

介護職員の離職を防止するためには、良好な人間関係や仕事のしやすさなどの「働きやすい環境」が必要です。そこで、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の職員を対象に、講師が介護施設に出向き、職員間のコミュニケーションや家族への接遇等、介護現場の状況に応じたアドバイス等をするモニター研修を行います。

また、すべての事業所を対象に、職員のモチベーション向上などを図るコミュニケーション研修を行います。コミュニケーション研修は令和5年度までは地域密着型サービス事業所を対象としていましたが、令和6年度からは対象を拡大します。

取組見込み

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
モニター研修の実施	3施設	3施設	3施設
コミュニケーション研修の実施	2コース	2コース	2コース

取組結果見込み

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
コミュニケーション研修参加者	60人	60人	60人

② 外国人介護人材の育成支援

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補生、外国人技能実習生(介護職種)等及び受け入れ施設職員へ研修を実施します。

外国人介護従事者を対象とした日本語研修等を実施し、介護の現場で必要な日

本語の研修及び本市の魅力や暮らしに役立つ情報を提供することにより、外国人介護従事者の育成と人材の確保を目指します。また、受け入れ施設の職員を対象とした研修を実施し、外国人介護従事者とのコミュニケーション・育成・生活支援を学ぶことで、受け入れやすい環境づくりを支援します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護の日本語講座の実施	2コース	2コース	2コース
受け入れ職員研修の実施	2回	2回	2回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護の日本語講座の参加者	24人	24人	24人
受け入れ職員研修の参加者	20人	20人	20人

(3) 介護保険業務の効率化と従事者の負担軽減

① 介護分野の文書にかかる負担軽減

高齢化が進み、介護人材の不足が懸念される中、介護従事者が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、介護現場の業務効率化の必要性が高まっています。これに対応するため、国も新規指定申請等の電子申請化を全国的に進めており、本市においても電子申請の取組を実施しています。今後も国の対応状況を踏まえて、さらなる負担軽減に向けた取組について検討します。

また、国は令和5年4月からケアプランデータ連携システムの本格運用を始めました。居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。本市としてもこのシステムの活用を推進するため、機会をとらえて介護事業所に情報提供や周知を行っていきます。

② 介護報酬に係る Q&A の作成・公表

日ごろから問い合わせの多い介護報酬や加算の解釈などについて、市が独自で介護報酬に係る Q&A を作成し、市のホームページで公表しています。

Q&A を公表することで、サービス提供側の疑問を解消するとともに、問い合わせ等に要する時間を減らし、従事者の負担軽減に取り組んでいます。

③ 給付適正化のためのパンフレットの作成

訪問介護サービス(ホームヘルプ)の適切な使い方や、効果的な住宅改修についてなど、介護サービスの適正な利用に関するパンフレットを作成します。

サービスの利用者に直接手に取ってもらうほか、ケアマネジャーやサービス事業

者が利用者に制度を説明するにあたって使いやすいパンフレットとすることで、従事者による利用者への制度説明の支援をしています。

(取組見込みは●ページに記載)

④ 介護ロボットの導入支援

介護ロボットは、介護従事者の負担軽減につながると期待されています。導入している事業所からの情報を収集し、未導入の事業所に介護ロボットの良さを発信します。また、国や県からの情報を介護保険事業所に発信します。

14 介護保険事業の見込み

◇介護が必要な方に在宅や施設で必要なサービスを提供できるように事業所・施設の整備を計画します

(1) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備計画

① 在宅サービス事業所の整備計画

○ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所は、要介護者の様態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊り」を組み合わせる柔軟にサービスを提供することで、中重度となっても、在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所の機能に加えて、医療的管理を行う訪問看護を組み合わせるサービスです。

最終的には、日常生活圏域にて、必要な人にサービス提供が行き届くよう事業所を配置することが目標ですが、介護人材不足を考慮して、第8期計画に引き続き、圏域ごとの高齢者人口1万人ごとに、1事業所の整備を目標とします。この目標に対し、現在不足している追浜圏域1事業所、田浦圏域1事業所、久里浜圏域1事業所の整備を目指します。ただし、建設用地の空き状況など圏域によって、実情が異なるため、整備にあたっては他の圏域の整備も可能とします。

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

(単位:事業所)

区分	日常生活圏域											合計
	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西		
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	0	0	1	4	3	1	2	1	1	2		15
第9期計画(令和6~8年度)整備予定数	3事業所 (令和7年度・8年度にて整備予定)											18

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回る場合があります。

※ 第9期計画整備予定数は、見込み数です。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

定期的に巡回した際に、または利用者から呼ばれた際に訪問介護と訪問看護を提供することで、重度者を始めとする要介護者で退院後や病気で緩和ケアが必要な人の在宅生活の継続を支援するサービスです。在宅生活の継続には整備が必要です。これまでの整備困難な現状を考慮して1事業所の整備を目指します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(単位:事業所)

区分	日常生活圏域											合計
	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西		
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		2
第9期計画(令和6~8年度)整備予定数	1事業所 (令和7年度・8年度にて整備予定)											3

- ※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。
- ※ 第9期計画整備予定数は、見込み数です。
- ※ 夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と重複する部分が多いため、整備を計画せず、事業者が希望する場合は、届出による開設とします。

○ 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所については、既存事業所のほとんどが事業者の希望で届出にて開設した事業所であるため、整備計画による公募は行わず、事業者が希望する場合は、届出で開設することになります。

認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

(単位:事業所)

区分	日常生活圏域											合計
	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西		
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	8	5	1	13	15	14	7	12	7	11		93
第9期計画(令和6~8年度)整備予定数	整備計画による公募は行いません											93

- ※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

② 施設・居住系サービス事業所の整備計画

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(地域密着型介護老人福祉施設を含む)

入所待機者数は、令和5年4月時点で591人ですが、介護老人福祉施設にヒアリングした結果、入所申し込みをしている人のうち、すぐに入所が必要な人は1施設あたり実質0人から5人程度であることが分かりました。また、入所者の退所(死亡が主な要因)により床(ベッド)に空きが生じるサイクルが早く、入所が追いついていない現状があります。このことは、居所変更実態調査の結果(新規入所者数 405 人に対し、退所者数 417 人)からも状況が確認できます。

第9期計画においては、整備は行わず、他入所施設等の状況を見ながら、第10期計画の検討を行っていきます。

また、既存の介護老人福祉施設は、長期入所を担う介護保険制度になくてはならない施設です。地域包括支援センターや福祉避難所を担っている施設もあり、地域を支える機能として重要な役割を果たしており、欠かせない存在となっています。老朽化が顕著となる施設が今後増えていきます。施設の入所者の安全・安心を図るうえからも、老朽化した施設の維持は必要不可欠であり、老朽化した施設維持のための支援制度の確立が必要です。市だけでは支援が困難なため、国や県に支援の要望をしてきましたが、引き続き国や県に支援を要望していきます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム、表中は特養と表記)

日常生活圏域		区分										合計
		追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	特養(床)	0	102	155	110	513	108	211	0	286	725	2,210
	地域密着特養(床)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	特養(床)	整備は行いません										2,210
	地域密着特養(床)											

※ 介護老人福祉施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床=1定員です。

○ 介護老人保険施設

介護老人保健施設は、平成30年度の報酬改定により、在宅復帰・在宅支援施設としての役割が明確化されたことから、長期の施設入所が必要な人の受け入れ先として目的が異なります。また、入所状況に余裕があり、待機者が少ない状況から整備は行いません。

介護老人保健施設(表中は老健と表記)

日常生活圏		追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
区分												
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	老健(床)	0	0	0	0	150	100	100	100	100	442	1,040
第9期計画(令和6~8年度)整備予定数	老健(床)	整備は行いません										1,040

- ※ 三浦市の1施設にて、本市、逗子市、三浦市、葉山町の床を分配しており、本市分は48床。上記圏域の床数に48床を加算し、合計が1040床となります。
- ※ 介護老人保健施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。
- ※ 単位の床は、1床=1定員です。

○ 介護医療院

介護医療院は、医療が必要な要介護者に長期療養と生活の場を提供する施設として、平成30年度に介護保険法の改正により、創設された介護保険施設です。医療措置が必要なため、介護老人福祉施設などの他入所施設に入所できない要介護者が一定数見込まれているなかで、介護医療院は、受け入れ施設として想定されています。開設する場合は、新設か既存の医療療養病床を持つ医療機関の転換となります。全国的に新設は開設した施設の約4%に留まっており、ほとんどが療養病床を持つ医療機関の転換によるものです。また、県の調査にて、本市内の医療療養病床を持つ医療機関は、第9期計画中の介護医療院開設の意向がないとの結果から第9期計画中の整備は行いません。

今後については、現在、県が第8次保健医療計画を策定しており、地域での協議を踏まえながら、病床数について見直しを行っています。第9期計画期間に、第8次保健医療計画を踏まえ、医療的ケアかつ施設入所が必要な人への対応について、検討します。

介護医療院(表中は医療院と表記)

日常生活圏		追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
区分												
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	医療院(床)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画(令和6~8年度)整備予定数	医療院(床)	整備は行いません										0

- ※ 介護医療院は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。
- ※ 医療療養病床を介護医療院に転換する場合は、総量規制の対象となりません。
- ※ 単位の床は、1床=1定員です。

○ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)(地域密着型特定施設入居者生活介護を含む)

定員に対し、約2割の空きがある状況であるため、整備は行いません。

特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)(表中は特定と表記)

区分	日常生活圏域	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
	第8期計画末(令和5年度)までの設置数	特定(床)	219	0	371	112	236	100	100	74	248	245
上記特定の内訳												
介護付有料・サ高住(床)		219	0	371	112	164	100	100	74	198	245	1,583
養護(床)		0	0	0	0	72	0	0	0	50	0	122
	地域密着特定(床)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	特定(床)	整備は行いません										0

- ※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。
- ※ 表中の「介護付有料」は介護付き有料老人ホーム、「サ高住」はサービス付き高齢者向け住宅、「養護」は養護老人ホーム、「地域密着特定」は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所の略です。
- ※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)には、「混合型(入居要件が要介護以外に自立、要支援を含む)」と「介護専用型(入居要件は要介護のみ)」がありますが、本市は全て「混合型」です。
- ※ 単位の床は、1床=1定員です。

○ 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)

今後、介護保険認定者数が増加していくと推計されるなかで、認知症状が出現する認定者も増加していくと見込まれます。このような状況のなか、認知症に特化した入居事業所である認知症対応型共同生活介護事業所の整備が必要です。第9期計画策定時も待機者は70人と依然として待機状況が続いておりますが、居所変更実態調査の結果(新規入所者76人に対し、退所者数84人)から既存事業所の入居も可能であることを考慮して3事業所54床の整備を目指します。

認知症対応型共同生活介護事業所(表中はグループホームと表記)

日常生活圏域		追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	グループホーム(床)	45	26	18	70	197	71	79	63	98	62	729
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	グループホーム(床)	3事業所54床 (令和7年度・8年度にて整備予定)										783

※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床=1定員です。

③ 介護保険以外の高齢者向け施設の整備計画

○ ケアハウス

現在、3施設170床となっておりますが、現状のとおりとします。

○ 生活支援ハウス

現在、1施設15床となっておりますが、現状のとおりとします。

○ 住宅型有料老人ホーム

現在、24施設定員834人となっております。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

○ 健康型有料老人ホーム

現在、1施設定員86人となっております。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

○ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所)

現在、6施設定員220人となっております。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

(2) 介護保険サービス量の推計

- ① 施設・居住系サービス利用者数の推計
- ② 在宅サービス対象者数の推計
- ③ 在宅サービス利用者数の推計
- ④ サービス見込み量の推計
- ⑤ 特別給付の見込み量の推計

(3) 介護保険給付費等の推計

- ① 保険給付費の推計
- ② 地域支援事業費の推計
- ③ 保健福祉事業費の推計
- ④ 介護保険給付費等の総額

(4) 第1号被保険者の保険料

- ① 財源構成と保険料の仕組み
- ② 第1号被保険者の介護保険料の設定
- ③ 令和7年(2025年)・令和22年(2040年)の推計